## 学校生活に関する心得

令和6年度(改訂版)

学校指定の制服(夏服・冬服・中間服)を着用する。

(成長・体型の変化に応じて、適時補正等を行う)

- ・冬季の全体集会や登下校時は上着着用で統一する。
- ・学校指定セーターは防寒着であり、セーターでの登下校は不可とする
- ・シャツの下には白・グレー・ベージュ等の淡色で透けにくいもの(ワンポイントまで可)を着用する。
- ・体育服の着用は認めない。※1学期は黒も可とする。(試行期間)
- ・靴下は、白・黒・紺で無地(ワンポイントまで可)のものを着用する。
- くるぶしが隠れない短いものは不可

|シャツ・ブラウスは,ベルトが見えるようにスラックスに入れる。

- ・スラックスは、裾が地面につかないようにする。
- ・派手でないベルトを着用する。
- ・スカート丈は、ひざ丈とする。(立て膝の状態でスカート丈が床につく状態)
- ・切る・折り曲げるなど故意に短くしない。校章マークのついたスカートを着用する。

タイツは、冬季のみ黒色に限り着用してもよい。

通学靴は、白色を基調とした運動靴または、黒の革靴とする。

上履きは、学校指定のものを使用する。

自転車通学生に限り、通学時の防寒着を着用してもよい。(校内では着用しないこと。)

防寒具類(手袋・マフラー・ネックウォーマー)の通学時の着用を認める。 (校内では着用しないこと。

眉に手を加えない。

(カランデーション・マスカラ・アイラインなど)、マニキュアも不可。(アス (穴も空けない) 指輪などの装飾品は付けない。※磁気・健康系のネックレス等も禁止

香水等は付けない。

染髪はしない。(染色や脱色、ストレートパーマ等で変色したものも不可とする)

整髪料等の使用は不可とする。

・前髪は目にかからない程度、もしくはピン等で留め、目にかからないよう整える。

・肩より長い場合は結ぶ。 (黒・紺・茶のゴム)

特異な髪型(極端な刈り込み等)は認めない。但し、ツーブロックは可とする。

タオルや膝掛けはたたんで持ち歩く。タオルや膝掛け, うちわ等を全体集会に持ち込まない。 (首や肩にかけたり, ぶらぶらさせて持ち歩かない)

授業や集会等の挨拶は服装を整え語先後礼で行う

- ・全体集会・学年集会・講演会等の際には夏季以外は原則,上着を着用。シャツや上着のボタンを留める。
- ・冬季については原則、授業の始業・終業の挨拶時はボタンを留める。

8時20分着席完了とする。朝8時25分以降遅刻して登校した場合は,職員室で「遅刻届」に必要事項を記入し,教頭先 生・教科担任・担任に押印をもらう。

全 ・登校後,無断で早退・外出してはいけない。早退・外出が必要な場合,担任の許可を得る。(早退の場合は,担任 より保護者へ連絡)

・昼食購入(やむを得ない場合)の場合は担任・副担等に許可をもらう。

夜間外出や外泊は厳に慎む。

何らかの理由で「異装」が必要な場合、保護者から担任へ異装の申し出を行い、全職員共通理解のもと異装となる。

学習活動で使用しない不要なものは持ち込まない。

- ・携帯電話・スマートフォンも下校時の連絡手段としては、便利なものですが、学校生活には必要ありません。
- ・本校では、平成15年度の生徒総会により、下記の「生徒会自主規制」を守るという約束のもと携帯電話・スマート フォンの校内持ち込みが認められた経緯があります。
- ・放課後の利用に関して、インターネットの利用や友人間のメール交換、音楽プレーヤー等の利用など娯楽目的での 使用はマナー違反と判断し、一時預かります。
- ・保護者への送迎の連絡手段として、駐輪場の前のみ使用可とする。

## 『生徒会自主規制』

- 1 登校してから終礼後まで電源を切る。また、ポケット等に入れて持ち歩かない。
- 2 約束違反があった場合,一時預かりとなるため,速やかに引き渡すこと。 そのような事態にならないよう,日頃から生徒間で注意し合う。
- 3 緊急時は職員の許可を受けて使用する。
- 4 放課後の使用については公共のマナーを守り、周りの人に迷惑をかけない。 下校時の連絡手段としての使用においても必要最小限で済ませること。
- ※放課後であっても校舎内(教室・廊下等)での使用は禁止。

持

※「今の服装容儀で就職・面接試験等に自信を持って挑めますか?」 常日頃から清潔で質素な服装容儀を心掛ける習慣を身につけましょう。

容 儀

関

型

関

係

帯 雷

> オ  $\mathcal{O}$

1